

藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成 14 年 9 月 27 日
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内に設置された届出保育施設に対し、その入所児童の健康の保持、及び安全で衛生的な保育環境の確保に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 届出保育施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県知事に届出を行う義務を有する保育施設のうち、次に掲げる施設を除いた施設をいう。

ア 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定される仕事・子育て両立支援事業として、公益財団法人児童育成協会により企業主導型保育事業の助成決定を受けた施設

イ 藤沢市幼児教育施設認定基準に基づき、幼児教育施設の認定を受けた施設

(2) 入所児童

保護者の委託を受けて定期的に月極で保育されている児童で、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条第 1 号に規定する届出保育施設の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(補助対象事業及び費用)

第4条 補助対象事業及び費用は、次の表の補助対象事業の区分に応じ、当該区分に該当する費用のうち、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに届出保育施設において実施し、設置者が負担した費用とする。

| 補助対象事業 | | 補助対象費用 |
|--------------------|---|---------------------------------|
| 入所児童の健康診断 | 入所児童に対し、学校保健安全法（昭和 33年法律第 5 号）第 6 条第 1 項に規定する健康診断の検査項目に準じて実施する健康診断 | 入所児童の健康診断に係る費用 |
| 調理又は調乳を担当する職員の保菌検査 | 調理又は調乳を担当する職員（以下「調理等担当職員」という。）に対し、原則として毎月実施する、次のアからウに掲げる菌を検査項目として含む保菌検査 ア 赤痢菌 イ サルモネラ菌 ウ 腸管出血性大腸菌（ただし、6 月から 9 月までの月のみとする。） | ・ 調理等担当職員の保菌検査に係る費用 ・ 検体の郵送料 |
| 施設賠償責任保険 | 届出保育施設の欠陥若しくは管理の不備、又は保育中における不注意、その他届出保育施設が監督責任を負うべき理由に起因して生じた事故により、当該届出保育施設が入所児童に対して法律上の賠償の責めを負うべき場合に負担する損害賠償を内容とする保険 | 入所児童に係る施設賠償責任保険の費用 |

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に定めた補助対象事業の区分に応じ、当該事業それぞれに要する費用について、次の各号に定める額のいずれか低い額の 3 分の 2 に相当する額の合計とする。ただし、補助金の額の算出において、1 円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 神奈川県の定める届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱（平成 14 年 9 月制定）第 3 条に規定する届出保育施設利用者支援事業費補助金交付基準に基づき算出した補助対象事業に要する費用の額
- (2) 補助対象事業の実施に要する費用として設置者が支払った額

(交付の申請手続)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする設置者は、藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第 3 条第 2 項第 2 号に規定する收支予算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 届出保育施設利用者支援事業計画書（第 2 号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、設置者がやむを得ない理由により前項の期限までに申請書及び前項各号に掲げる書類を提出することが困難であると認めるときは、藤沢市届出保育施設利用者支援事業事前着手届（第 3 号様式）を提出のうえ、市長が別に定める期

日までに提出させることができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付等決定通知書（第4号様式。以下「交付等決定通知書」という。）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の決定をした場合において、事業の性質上、当該事業に要する費用があらかじめ確定しないものについては、補助金の額を交付予定額とし、交付等決定通知書にその旨を記載するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた設置者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市届出保育施設利用者支援事業計画変更承認申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 届出保育施設利用者支援事業変更計画書（第6号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更承認申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市届出保育施設利用者支援事業計画変更承認等決定通知書（第7号様式）により、通知するものとする。

(事業の完了届及び実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた設置者は、事業完了後速やかに、藤沢市届出保育施設利用者支援事業完了届兼実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第8条第1項第2号に規定する収支決算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 届出保育施設利用者支援事業月別実施状況報告書（第9号様式）
- (2) 当該事業の実施内容及び支払いが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第10条 市長は、第7条第2項の規定により補助金の額を交付予定額として決定した場合において、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容について速やかに審査し、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市届出保育施

設利用者支援事業費補助金交付金額確定通知書(第 10 号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 11 条 補助金は、第 9 条の規定による実績報告書の提出を受け、市長が事業の完了を確認した後に、実績報告書に基づき交付するものとする。

2 第 7 条の規定による補助金の交付決定通知、又は前条の規定による補助金の交付金額確定通知を受けた設置者は、当該補助金の請求に係る書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第 12 条 市長は、第 7 条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって交付を受けたと認められるとき
- (2) 第 7 条の規定による交付決定、第 8 条第 2 項の規定による変更承認又は第 10 条の規定による交付金額確定通知に付した条件その他内容等に違反したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

(補助金に関する調査等)

第 13 条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

(書類の整備)

第 14 条 補助金の交付を受けた設置者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金の交付に係る必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成 27 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、改正の日から施行する。